⑫⑬⑯~⑲「橋本雅邦」⑦「図按法」一~三劒፡፡®⑩·

その他

黒川真頼「東大寺正倉院の話」①「法隆寺建築説」一~三⑨~⑪

蒔絵説」⑦「織物説」⑬、その他多数

預家」⑦「絵合考」図「金工横谷氏」図「是真」⑨、川崎千虎「本邦武装沿革考」一~七二①~⑱断続的に寄稿、「絵所

その他

|地復||「法隆寺伽藍縁起流記資財帳」圏「伎楽面」③「能面の

| 39 | 7 | 模様考」一、二切8 | 「印度古代の美術」一

う四⑨~´´´´、その他、 その他

説」一~三⑱⑱蜊、その他多数小杉榅邨「上古中古に渉る美術物品の支那及び朝鮮に関係ある略

第二節 明治二十三年

東京美術學校第二年報 三年分

學 規

學年及休業規程

第一條 學年ハ九月十一日ニ始マリ七月十日ニ終ル

一日ヨリ九月十日ニ至ル二箇月トシ日曜日及左ノ祭日祝第二條 休業ハ十二月二十五日ヨリ一月七日ニ至ル二週間七月十

日ハ休業ス従前ノ通

試業及證書規程

ノ成績ヲ二倍シタルモノトヲ比照シテ合格ノ者ハ進級セ第一條 學年試業ハ毎學年ノ終ニ於テ之ヲ行ヒ其成績ト平常課業

平常課業ノ成績ハ一學年間課業ノ成績ニ由リ受持教員ノジュ

第二條 學年試業ニ缺席ノ者ハ進級ノ格ヲ失フモノトス・見込ヲ以テ之ヲ定メ又臨時試業ヲ行ヒ之ヲ定ム

但疾病其他止ムヲ得サル事故アリテ缺席スル者ハー 以内ニ其事由ヲ詳記シ保証人連署ノ上試業ヲ願出ツ 週

間 ルトキハ平常課業ノ成績優等ノ者ニ限リ之ヲ許スコト

アルヘシ

第三條 學業及品行共ニ殊ニ優等ナル生徒ヲ選ヒ之ヲ特待生トナ

普通科及専修科所定ノ課程ヲ履修シ試業ヲ完了シタル者 證狀ヲ与へ一學年間ノ授業料ヲ免除ス

第四條

ハ各其卒業證書ヲ付與ス

生徒在學中ノ學業操行等殊ニ優等ノ者ニハ卒業ノ際其證

八月三十日本校規則左ノ如ク改正ス[解説1]

ラ付与ス

東京美術學校規則

則

第 一條 東京美術學校ハ繪畫、 彫刻、 建築、 美術工藝ノ諸科ヲ教授

ル所トス

第二條 本校ニ普通科及專修科ヲ置ク

第四條 専修科ハ繪畫科、 普通科ハ專修科ニ入ルノ豫備トシ其修業年限ヲ二ケ年トス 彫刻科、 建築科、 美術工藝科トシ其専門

、技術家ヲ養成ス各科ノ修業年限ヲ各三ケ年トス

但 |建築科ハ當分之ヲ缺ク

第五條 入ラスシテ特別ノ課程ニ由リ更ニ一ケ年履習セシム 普通科ヲ卒リ普通圖畫ノ教員タラント欲 スル者ハ専修科

學科課程[『東京美術学校一覧自明治廿三年九月』より転載][解説2]

第六條 普通科及專修科ノ課程左ノ如シ

普通科

第一年

臨 畫

(廣ク古人ノ筆蹟ニ憑據シ線畫濃淡彩色ノ各要項ニ就キ學年ヲ逐

每週

十時

テ之ヲ習得セシム)

寫

(實物ニ就キ花卉翎毛人物等ノ姿勢趣致ヲ習得 セシム

造 型

(木彫及土型蠟型等ニ由テ物体ヲ彫造スルノ法ヲ教ユ)

用器畫法

(幾何畫法、 投影畫法、 透視畫法ヲ教ユ)

理科及數學

歷 史

소

二時

仝

四時

소

三時

仝

八時

소

六時

(本邦ノ史畧ヲ講授ス)

和漢文

仝

三時

體 (和文和歌及漢詩漢文ニ由リテ讀法意義ヲ講授ス)

소

時

第二年

(徒手體操兵式體操ヲ教ユ)

臨 畫

新 寫 按 生

> 第2節 明治23年 155

每週

八時

소 소

四時

六時

(自己ノ意匠ヲ用テ畫樣圖按ヲ作ラシム)

用器畫法

造

型

美術史 理科及數學

(本邦及各國美術ノ源委因革ヲ講授ス)

和漢文

歷

史

操

繪畫科

專修科

第一年

臨

(古人ノ名蹟ニ就テ臨撫摸寫ヲ爲サシメ筆墨彩繪ヲ練習セシム) 每週十六時

소

仝 仝

二時

(廣ク實物ニ就キ彫造セシム)

十時 十時

寫

生

寫 生

新 美術解剖

(人躰及動物ノ筋肉骨格等美術ニ關スル解剖ノ大畧ヲ講授ス)

美學及美術史 (美學ノ大要及普通科ニ繼續シテ美術史ヲ講授ス)

歷史及古物學

仝

二時

美學及美術史 美術解剖

歷史及古物學

第二年

仝

二時

(自己ノ意匠ヲ用テ新作及彫刻圖案ヲ作ラシム)

新

按

(本邦歴史中風俗故實ノ大意及東洋ニ於ケル古物學 ノ 要ヲ 講授

第二年

二時 二時 二時 四時 三時 三時 八時

材料及手訣

(繪畫ニ用フヘキ各種材料ノ性質用方及手法ノ要訣ヲ教ユ)

歷史及古物學

仝

仝 소

仝

新

按

寫 臨

摸 生

每週

建築裝飾術 新 按

第三年

每週卅六時

六時

仝 仝 소

卒業製作 「解說3」 文業製作 (建築用式及装飾ノ大要ヲ講授ス)

彫刻科

摸

第一年

(古人ノ名作ニ就テ摸造ヲ爲サシメ其刀法ヲ練習セシム)

소

每週十六時

十時

仝 十時

仝 二時

소 소 二時 一時

每週 八時

摸

刻

草 第3章 創 期 156

二時 廿時 十時 八時

소 仝 仝 소

二時

調漆法漆工専修ノ者ニ之ヲ課ス(合金分金等金工ニ適當ナル冶金學ノ大要ヲ講授ス)	冶金法全上	(金工ノ源委因革及其傳說等ヲ講授ス)	金工史全上	(土型蠟型等ニ由テ鑄造物ノ牝型ヲ造ルヲ教ユ)	造型金工事修り者ニ之ヲ課ス	美學及美術史 仝	(金工、漆工ニ適當ナル圖案ヲ作ラシム)	圖 按 每週	第一年	美術工藝科(本科ニハ當分金工、漆工ヲ設ク)	卒業製作	建築裝飾術	新 按	第三年	(彫刻物ニ施スヘキ彩色ノ法ヲ教ユ)	彫刻彩色法	法ヲ教ユ)	(蠟、竹、牙、角、石、介等彫刻ニ用フヘキ材料ノ性質	材料及手訣	歷史及古物學	新 按 仝	寫生
十一時	二時		一時		十一時	二時		一六時				六時	母週卅六時			二時		ノ性質用方及手	四時	二時	廿時	六時
授業法	(以上普通科ニ繼續シテ之ヲ授ク)	數學	用器畫法	新 按	寫生	臨摸	程左ノ如シ	第七條 普通圖畫ノ教員タラント欲スルモノ、履修	卒業製作	工場の質別を就テ其一種若クハ一課チ撰と實習セシム工場を質別を工中彫金、鑄金ノ二種及漆工ノ一課ニ	第三年	工場の質別自金工中彫金、鑄金ノ二種及漆工ノ一課ニ	調漆法漆工專修ノ者ニ之ヲ課ス	造刑金工事修ノ者ニ之ヲ課ス	圖按	第二年	工場實習一課ヲ撰と實者セシム	(漆ノ配色化色等漆工ニ適當ナル應用化學ノ大要ヲ講授	應用化學全	(漆工ノ源委因革及其傳說等ヲ講授ス)	漆工史漆工專修ノ者ニ之ヲ課ス	(漆ノ原質及漆ノ調合製造ノ法ヲ講授ス)
仝 仝 二時		仝 二時	仝 六時	仝 六時	仝 十時	每週十四時		修スヘキ特別ノ課		每週四十二時		仝 廿六時	仝 十時	仝 十時	每週 六時		仝 廿時	要ヲ講授ス)	仝 二時		仝一時	

(普通圖畫ノ教員タルニ適當ナル教授法及教育學 ノ 大要 ヲ 講授

ス

)學年及休業規程

第八條 學年八九月十一日ニ始リ七月十日ニ終ル

第九條 休業ハ十二月二十五日ヨリ一月七日ニ至ル二週間、 七月十

日 ヨリ九月十日ニ至ルニヶ月トシ日曜日及左ノ祭日祝日へ休業

ス

秋季皇靈祭

本校設置紀念日

神當祭

天長節

新甞祭

孝明天皇祭

紀元節

春季皇靈祭

神武天皇祭

第十條 四四 [月一日ヨリ十月三十一日マテ午前第七時三十分ヨリ始 授業ハ十一月一日ヨリ三月三十一日マテ午前第八時ヨリ始

○入學在學及退學規程 [解說4]

第十 條 |臨時入學ヲ許スコトアルヘシ 入學ノ期ハ毎學年ノ始トス

特選ニ係ル者トノ二種トス

第十二條

普通科生徒ハ本校ニ於テ入學試驗ヲ受クル者ト府縣廳ノ

第十三條 普通科へ入學スルモノハ年齢満十六年以上満二十五年以

下トシ品行善良身體強健ニシテ本校ニ於テ入學試驗ヲ受クヘキ者

左ニ掲クル課目ニ合格スルモノトス

入學試驗課目

(一)讀書及作文

漢字交リ文

(二)算 術

(三)地 理

大要 全体

(五) 臨畫若クハ彫刻摸造 (四)日本歴史 大要 流派及材料ヲ問ハス

第十 -四條 (六)新画若クハ彫刻圖按 府縣廳ノ特選ニ係ル者ハ該廳ニ於テ美術上ニ望ミアリト 全上

認メ且入學試験課目中第一第二第三第四ノ課目ニ合格ノ證明ヲ為 スモノニシテ其第五第六ノ課目ニ相當スル製作物ヲ本校ニ送致ス

モノトス本校ニ於テ其製作物ヲ評定シ入學ヲ許否ス

第十五條 收入官吏ニ納ムヘシ若シ自己ノ都合ニ由リ入學試驗ヲ受ケサルモ 本校ニ於テ入學試驗ヲ受クルモノハ試験料金壹圓ヲ本校

既納ノ試験料ハ返付セサルモノトス

添へ本校へ差出スヘシ

第十六條

入學志願者ハ入學願書(書元)ニ履歴書

【(第二號)

)及試験料ヲ

第十七條 (書式) ヲ出スヘシ 入學ノ許可ヲ得タル者ハ正副保證人ト 連署 ノ 在學證

書

草創期

第3章 158

第十八條 キ縁故アル者ニシテ本校ノ認可ヲ得テ之ヲ定ムヘシ シテ生徒ノ身分上ニ付キ保證人タルニ足リ且修學上ニ関渉シ得 正副保證人ハ東京市及北豊島南足立南葛飾三郡内ノ公民

第十九條 ニ在學証書ヲ差出スヘシ又三週間以上府外ニ旅行スルトキハ相 .資格ヲ失フトキハ速ニ前條ニ準スヘキ保證人ヲ以テ之ニ代ヘ更 但 .本校ニ於テ適當ト認ムル者ハ公民ニ限ラサルコトアル 保證人又ハ副保證人事故アリテ變更スルトキ若クハ前條 シ 當

第二十條 調製着用スヘシ 生徒ハ入學後一ヶ月以内ニ自費ヲ以テ本校制定ノ服帽

ノ代理人ヲ立テ豫メ届置クヘシ

第二十一條 ハ其翌日保證人ヨリ其旨届出ツヘシ引續三日以上缺課スルトキ /理由及日限ヲ記シ當日又ハ翌日中ニ届出ツヘシ若シ病氣缺課七 生徒疾病其他事故アリテ一日若クハ二日飲課スルトキ

日以上ニ及フトキハ醫證ヲ添へ差出スヘシ

第二十二條 但 時間若クハ二時間以上缺課ノ者モ本條ニ準シ届出ツヘシ 學業及品行殊ニ優等ナル生徒ヲ選ヒ之ヲ特待生ト為シ

第二十三條 ハ本校ノ規則告示等ニ背反シ其他本校生徒ノ風儀ヲ紊ス等ノ者 學年間ノ授業料ヲ免除ス 生徒學業將来成達ノ目途ナキ者ハ除名シ怠惰不行状又

第二十四條 ハ其事由ヲ詳記シ正副保証人連署シテ願出ツヘシ 生徒疾病其他已ムヲ得サル事故ニ由リ退學セント ス ル

其情状ノ輕重ニ依リ懲誡、停學、

逐學二處

第二十 -五條 ○試業及証書規程 學年試業ハ毎學年 ノ終リニ於テ之ヲ行ヒ其成蹟ト平常

> 平常課業ノ成績ハ一學年間課業ノ成績ニ據リ受持教負ノ見込ヲ以 課業ノ成績ヲ二倍シタルモノトヲ比照シテ合格ノ者ハ進級セシム

テ之ヲ定メ又臨時試驗ヲ行ヒ之ヲ定

第二十六條 ルヘシ 込ヲ以テ学年試業ヲ施サスシテ平常ノ成績ニ據リ評點スルコトア 專修科中美術實技ニ関スル課目ニ於テハ受持教負 ノ見

第二十七條 學年試業評點ハ各課一 百ヲ以テ最高點トシ諸課目ノ平

均六十点以上ヲ合格點・

第二十八條 他 ノ意見ヲ參酌シ本校教員會議ヲ以テ之ヲ評定スヘシ 但美術実技ニ関スル課目 || ノ課目ノ成績一課目四十點ニ満タサル者ハ倶ニ進級スルヲ得 美術實技ニ関スル課目ノ學年試業成績評點ハ當該教 ノ成績一 課目六十點ニ満タサル者又ハ

第二十九條 ム尤合格ノ課目ニ限リ授業上差支ナキトキハ便宜進級生ト 學年試業ニ於テ進級セサル者ハ次學年ニ於テ再修セ 共ニ履

スルヲ許スコトアルヘシ

但普通科專修科ヲ通スルヲ得ス

第三十條 但疾病其他已ムヲ得サル事故アリテ缺席スル者ハー 學年試業ニ缺席ノ者ハ進級ノ格ヲ失フモノト 週間以内

成績優等ノ者ニ限リ之ヲ許スコトアルヘシ 其事由ヲ詳記シ保証人連署ノ上試業ヲ願出ツル 1 丰 ハ平常課

卒業証書ヲ付與ス

第三十一條

ハ其証書ヲ付與ス 普 通過画 ノ教員タラント 欲シーヶ年特別 ノ課程ヲ履修シ タル 者

第三十二條 生徒在學中ノ學業品行等殊ニ優等ノ者ニハ卒業ノ際其

証書ヲ付與ス

○研究科規程

第三十三條 出ツル者へ適當ト認ムル者ニ限リ研究生タルヲ許ス 専修科卒業ノ生徒ニシテ猶其實技ヲ研究セント欲シ 願

第三十四條 研究生在學期限二ヶ年以内トス

第三十五條 研究生ハ各自ノ志望ニ依リ特ニ某教員ノ指導ヲ受クヘ

キモノトス

第三十六條 トス毎學年ノ末教員会議ニ於テ其成績ノ優劣ニ随ヒ第一第二第三 研究生ハ自己ノ新按ヲ以テ特別ノ製作ヲ爲スヘキモ

ノ三種ニ評定ス

第三十七條 研究生ハ保證人ヲ要セス授業料ヲ徴収セ

第三十八條 研究生實技研究ノ為メ旅行ヲ要スルトキハ旅費ヲ給與

スルコトアルヘシ

第三十九條 研究科ヲ修メタル者ニ 願ニ依リ其証状ヲ與フル コ 1

アルヘシ

○撰科規程

第四十條 專修科中特ニ一課目若クハ數課目ヲ撰ヒ學修セント欲

シ教員会議ヲ以テ所撰ノ課目ヲ學修スルニ堪ユルト認 ムル 者ニ 限 入學ヲ願出ツル者ハ年齢満十八年以上ニシテ當該教員ニ於テ試驗

リ各級正科生ニ缺員アルトキハ撰科生トシテ入學ヲ許

美術實技ニ関スル課目ノ外ハ之ヲ撰フコトヲ得

第四十 有 スルモ身體羸弱等ニシテ所定ノ正科ヲ履修スル 本校生徒ニシテ美術上ノ實技普通科卒業以上ノ程 二耐 工 サ ル者

願ニ依リ試験ノ上撰科生ニ編入スルヲ許スコトアル

合格ノ者 ハ願ニ依り証状ヲ與フルコトアルヘシ 第四十二條

撰科生ハ所撰

ノ課目ニ就テ正科生ト

同

シク試業ヲ受ケ

第四十三條 入學及授業料其他ノ規程ハ正科生ト同シク遵守スヘキ

○授業料及其他ノ費用

モノトス

第四 1十四條 授業料ハ一學年金拾圓トシ該金額ハ九月、 十一月、二

月、 四月ノ初、 定日ニ於テ本校収入官吏ニ納ムヘシ

ル モ既納ノ授業料ハ返付セサルモノト ス

.修業年限中疾病其他已ムヲ得サル事故等ニ由リ退學スルコ

但

第四十五條

教科用

ノ圖書、

絵畵、

彫刻美術工藝用

1

小道具及絵

具、 紙、 筆等ハ總テ生徒ノ自辨トス

但實技上重要ノ器品等ハ本校ヨリ之ヲ貸付ス

第 號書式(紙二ッ折)

入學願書

私 一儀御校ニ入學仕度履歴書相添此段相願候也

宿所

本籍族(アキニアラサ)

年月日

姓

名

印

何年何月生

履歴書

第一

號書式(紙二ッ折)

東京美術學校長某殿

何年何月何地何立何學校ニ入リ又ハ教師某ニ就キ何年間何學

草創 160 第3章 期

修業云々

何年何月何地ニ於テ何年間何業ニ従事云々

何年何月何處ニ於テ何事ニ付賞罰ヲ受クル等

家業何々

右之通有之候也

本籍族(レハ某子弟等

年月日

第三號書式(無無美濃)

在學證書

姓 名

印

何年何月生

私儀今般入學御許可相成候ニ付在學中御規則等固ク相守リ勤學 7仕候依テ右証書如斯候也 宿所

姓

名

印

本籍族(レハ某子弟等

年月日

何年何月生

東京美術學校長某殿

人ニ相立チ平常本人ノ品行等監督可致ハ勿論在學中ニ係ル事件 右之者従来品行善良ノ者ニテ前文ノ趣相違無之候ニ付私共保証

宿所

切引受可申候依テ右保證候也

年月日 本籍族職業

保 證 人 姓 名

印

同上

副保証人

姓 何年何月生 名

印

内ノ公民ニ有之候也

前書保證人ハ本區

(郡)

年月日

某區(郡)長

姓

名

印

前書副保證人ハ本區 (郡) 内ノ公民ニ有之候也

(本校ニ於テ適當ナリト認ル者ハ區郡長ノ證明ヲ要セス) 年月日 某區 (郡) 長 姓 名

印

處 務

本年一月八日本校授業始メニ付左ノ式ヲ執行ス

天皇 同日午前第八時會議室ノ中央ニ 皇后両陛下ノ御真影ヲ奉掲シ教員事務員及生徒等一同制定

ノ服ヲ着用正列シ順次奉拝シテ後生徒ニ祝意ヲ表スル絵画及彫刻

ヲ作ラシメ

両陛下御真影前ノ卓上ニ供置奉拝シテ退場セリ

四月十四日教諭今泉雄作ニ美術取調ノ為メ往復滞在共一

週日以内ヲ

以テ日光出張ヲ命ス 三十日生徒ノ活力検査ヲ施行ス

六月六日生徒活力検査成績表並ニ昨年九月第二回生徒募集入學ノ際

施行セシ体格検査成績表等ヲ上申ス二十五日生徒修學旅行ニ関スル

修學旅行規程

規程ヲ定ムル左ノ如シ

第 條 本校生徒夏期休業等ヲ以テ學術研究ノ為メ旅行スルニ付

第2節 明治23年

何年何月生

161

往復滊船滊車賃割引ノ便利ヲ得ント欲スルモノハ旅行地方及旅

行日 !限等ヲ詳記シテ其旨願出ツヘシ

但 一本校規則ニ違犯シ タル者又ハ本校ニ於テ怠惰不品行 1 認

ル 者ニハ本文願出ヲ許可セ サ ルヘシ

第一 割引乗船車ノ證ヲ交付ス 條 前條願出ニョリ旅行ヲ許シタル モ ノニ ハ其途中滊車滊船

旧 本校ヨリ照會済ノ會社等ニ属スル滊船滊車ニ 限ル

第三 一條 船車賃割引證ヲ得タル後疾病事故等ニ由リ之ヲ使 用 セ +

ル

モ

ノハ必ス本校ニ返還スヘシ

第四條 船車賃割引證ハー 枚一人ニ限リ又之ヲ他人ニ賣買譲與 或

貸借等ヲナスヘカラス

第五條 旅行中ハ殊ニ品行容儀ヲ儆慎シ苟モ本校生徒タル 体 面

汚ス擧動アルヘカラ

第六條 前條ノ手續ヲ以テ旅行シタルモ ノ歸校ノ上ハ必ス旅行中

寫生等ノ 製作物ヲ受持教員ニ示スヘシ

第七條 前條規程ニ背戻シタル モ ハ 直 = 割引證ヲ返還セ シ X 再

旅行ヲ許サ、ルコトアルヘシ

三十日本校雇教師米國人エルネスト・ 工 フ・フェ ノロ サ ,満期解雇 [解説6] =

付七寶窯花瓶壹對ヲ贈與ス

正等ニ係リ廳府縣へ 之ヲ普通科第一年生トシ十月六日ヨリ授業ヲ始ム又今回ハ規則ノ改 八日ニ至ル入學試驗ヲ行ヒ三十日合格ノモノ四十一人ニ入學ヲ許シ 九月二日ヨリ二十三日ニ至ル第三回 、照會 ノ餘日ナキヲ以テ本年ニ限リ廳府縣 生徒ヲ募集シ二十五日ヨリ二十 八特選

生募集ヲ見合セタリ

+ 月七日生徒證ヲ改正ス其式左ノ如

面 表 第 校 號 印 生 徒 東京美術學校 證 縣華士: 姓 族平民 名

裏 汚染或ハ破損セサル様注意スヘシ 他人ニ轉貸スルヲ許サス 登校中ハ勿論修學旅行等ノ時必携帯スヘキ事 モノトス次學年ニ於テハ引換相渡ス ハ明 治何年 何月ヨリ 同年何月中マテ効

面 生徒ノ卒業シ若クハ退學シタルトキ ヲ返納スヘシ 年 月 日 ハ直 三此

間割及各課受持教員等ヲ定メ二十七日ョリ實施セリ 文部大臣ョリ教育上ニ關スル 出張ヲ命シ雇竹内兼五郎ニ技術研究ノ為メ奈良出張ヲ命ス 今泉雄作ニ美術取調ノ為メ往復滞在共 二十五日專修科絵画、 彫刻、 美術工 藝(漆工)ノ諸科並 週日以内ヲ 以テ京都及奈良 = 二十八日教授 特別課程 三十日 ノ時

勅語 ノ御宸署ヲ頒布 サ v タリ

同日午前第九時本校第九番教室ヲ以テ式場ト爲シ中央ニ + 月三日天長節奉祝及勅語捧讀式ヲ行フ左 一ノ如

横 縦三寸四分 二寸三分

第3章 草 創 期 162

天皇 シ次テ校長捧讀席ニ着キ勅語ヲ奉讀シ且盛卣ノ在ル所ヲ訓諭シ一 ラ着シ式塲ニ入リ正列シ順次御宸署ノ前ニ進ミ親シク之ヲ奉拝 1ノ勅語ヲ奉置シ 皇后両陛下ノ御真影ヲ奉掲シを右ニ國旗ヲ立テ卓上 同 一一時校長及教負事務員並二生徒等一 同制定 ニ御宸

如

両陛下ノ セ 萬歳ヲ奉祝シ右畢テ食堂ニ於テ祝盃ヲ擧ケ午後一 時退場

口

之ヲ前年ニ比スレ 部省百二十七件同省直轄學校五件他各省三十五件各府縣十一件ナリ 各省四十六件各府縣十三件ナリ又發送百七十八件之ヲ細別スレ 八十七件之レヲ細別スレハ文部省三百十四件同省直轄學校十四件他 本年中處理シタル公文往復ノ數合計五百六十五件ニシテ内収受三百 十二月二十六日校長岡倉覺三奈良地方へ出張ヲ命セラ 二十九日帝國議會開院式ニ付臨時休業 八六件増加 ハ文

員器

官 三十五円五名月俸金三十円四名月俸金二十円六名月俸金十二圓三名 圓四名年俸金五百圓一名年俸金四百圓二名年俸金二百円二名月俸金 本校定額ョ 調等嘱托 幹事一名雇教員本務十四名兼務二名書記專任一名兼任一 本年末本校現在職員ノ敷ハ兼任校長一名教授專任八名兼任一名兼任 雇事務員三名教科用圖画摸寫一名嘱托教員二名教科用絵画取 一名通計三十五名ナリ之ヲ前年ニ比スレハ九名増加セリ又 リ支給スル職員ノ給額ハ年俸金千四百圓 名年俸金六百 名會計 主務

> リ之ヲ前年ニ比スレハ十四名増加セリ又本年中職員ノ任免増俸等 嘱託手當一ヶ年金百二十円二名日給金二十七銭一名通計三十一 名

金十貳圓二進 月俸各金貳拾五圓ヲ給ス 三日非職農商務属後藤貞行及東京府平民岡崎庄次郎ニ本校雇ヲ命シ 四 シ 依リ中島末治ノ雇ヲ解ク 三月十四日教諭文學博士黒川真頼年俸金四百圓 月二日書記平尾旨延判任官四等ニ陞叙シ下級俸ヲ給セラル 判任官四等ニ 叙セラル雇結城正明ノ月俸ヲ金貳拾圓 二十五日雇糟屋正通ノ日給ヲ改メテ月 三十一日文部属安井一匡本校書記 進 厶 三進 廿五 日 二十 願 任

夏雄本校教諭ニ任セラレ奏任官四等ニ叙シ年俸金貳百圓下賜セラ 当トシテーケ年金百貳拾圓ヲ給 三十日帝國博物館書記川崎千虎ニ本校教科用絵画取調等ヲ嘱託 教諭橋本雅邦年俸金六百圓ニ進ム雇竹内兼五郎ノ月俸ヲ金参拾五 手當トシテーケ年金百貳拾圓ヲ給ス 五月三日高等師範學校助教諭市村衡次郎ニ本校体操ノ授業ヲ嘱 進ム福井縣平民山田常吉ニ本校雇ヲ命シ月俸金貳拾五圓ヲ給 十六日東京府平民正七位加 シチ 円

扱ヲ免セラレ幹事岡倉覚三本校長心得ヲ命セラ 六月廿七日文部省專門學務局長本校長事務取扱濱尾新本校長事 務 取

三十円ヲ給ス シ石川光明小川松民ニ月俸各金三十五圓ヲ給シ海野竹次郎ニ月俸金 七月二日東京府平民石川光明同小川松民同海野竹次郎ニ本校雇ヲ命 免セラレ年俸金六百円下賜セラル 二十一日文部属兼本校教諭兼書記今泉雄作本官幷兼書 七日埼玉縣平民剣持忠四郎ニ本校雇ヲ命シ月俸金 三十一 日本校雇教師米國 163 第2節 明治23年

ヲ 員

ヨシ給

ルネスト・エフ・フェノロサ満期ニ付解雇ス

俸金貳百圓下賜セラル東京工業學校教諭兼本校教諭上原六四郎東京俸下賜セラル教諭加納夏雄本校教授ニ任セラレ奏任官四等ニ叙シ午教諭兼校長岡倉覺三本校教授ニ任セラレ姚桜表任官三等ニ叙シ下級真頼本校教授ニ任セラレ奏任官三等ニ叙シモ俸金四百圓下賜セラル本校長ニ兼任シ奏任官三等ニ叙セラレル 十五日教諭文學博士黒川本校長ニ兼任シ奏任官三等ニ叙セラレル [解説9]

十月七日教諭岡倉覺三奏任官三等ニ陞叙セラレ下級俸下賜セラル又

書記兼勤ヲ命セラル

書記平尾旨延文部属ニ兼任シ判任官四等ニ叙セラレ又東京學士会院ル東京府士族野中銓太郎ニ雇申付日給金貳拾七銭ヲ給ス 二十八日小石本校教授ニ任セラレ奏任官五等ニ叙シ年俸各金百五円下賜セラ小石本校教授ニ任セラレ奏任官五等ニ紀シ年俸各金六百圓下賜セラル教諭川端玉章教諭高村幸吉教諭巨勢にラル教諭橋本雅邦教諭今泉雄作本校教授ニ任セラレ奏任官五等ニ工業學校兼本校教授ニ任セラレ奏任官四等ニ叙シ年俸金四百圓下賜工業學校兼本校教授ニ任セラレ奏任官四等ニ叙シ年俸金四百圓下賜

月俸各金貳拾圓ヲ給ス
日東京府平民大島勝次郎同杉浦清太郎仝杉浦瀧次郎ニ本校雇ヲ命シヲ各金三十円ニ進ム雇剣持忠四郎ノ月俸ヲ金拾貳圓ニ進ム 二十四ニ十三日雇海野勝珉漱弑館雇岡崎庄次郎雇後藤貞行雇山田常吉ノ月俸十二月二十二日教授川端玉章教授高村幸吉年俸各金六百圓ニ進ム

明治廿三年末職員現在表

前年比較 {増	合計	教事務	類	
测 瑁		員員		
=0	0	00	射 任	<u> </u>
			等	
			二等	奏
		Ξ	三等	
		=	四等	
		五.	五等	任
00	_	_	六等	
			等	
			二等	
			三等	
		=	四等	判
			五等	
			六等	
			七等	H
			八等	任
			九等	
0 -	四		十等	
00	10	一六四	層	T I
二九	三五	二七八	7	+

生徒

二月七日ヨリ十五日ニ至ル普通科第一年生甲乙丙組學期試験ヲ行フ

行ヒ第二年生ニ進級スル者五十二人ナリ七月一日ヨリ九日ニ至ル普通科第一年生丙組五十七人ノ學期試験ヲ

福	長	岐	滋	静	愛	Ξ	奈	茨	Ŧ	群	埼	新	長	兵	神	京	東	北	1817	府廳	級
島	野	阜	賀	图	知	重	良	城	葉	馬	玉	潟	崎	庫	奈川	都	京	海道	別別	族	FI) 100
					-														華	第	絵
		_															=		±	_	画
	_					_											_		平	年	専修
	_	-				_											Ξ		計	生	科
																			華	第	彫
																			±	_	刻
				_															平	年	專修
				_															計	生	科
																			華	第	金
																			±	_	工專
																			平	年	男 修
																			Ē+	生	科
																			華	第	漆
																			±	_	I
																			平	年	專修
																			計	生	禾
																			華	ヲ履	特
						_													±	ヲ履修スル	5
						_													平	î	100
						=													計	モノ	利
																	_		華	第	\$
_	-		-	=	_	_		Ξ		_						_	t		±	二年	i
_	_	_			_				_			_					Ξ	_	平	生	1.5
_	=	-	_	=	=	_		Ξ	-	_		-				_	=	_	計	甲	利
																	=		華	第	\$
	_			Ξ		_		_		_	_		-				六	_	±	二年	i
	_					_		_	_		_			_			Ξ		平	生	10
	=			Ξ		_		=	_	_	=		_	_			=	_	計	Z	科
																	_		華	第	H H
	= =			Ξ	=	_		-	_	_		_					t		±	_	i
	=				_		_		_	_		_			=		=		平	年	1
	四			Ξ	Ξ	_	_		=	=		=			=		0		計	生	乔
																	四		華	1	
_	四	_	_	八	Ξ	四		四	_	Ξ	_	_	_			_	Ē	_	±		
_	£	-		_	Ξ	Ξ	_	_	Ξ	_	_	=		_	=		九	_	平	i i	t
_	九	_	_	九	五	t	_	五	四四	四	=	Ξ	_	_	=	_	三五	=	-	计 通	

合	鹿児	·	角に	佐	大	福	愛	高	香	和歌	Ш	広	圈	鳥	<u></u>	Eng.	石	Ш	青	岩	包
ā†	島	崎	本	賀	分	圏	媛	知	JII	Ш		島	Ш	取	根	Ш]1]	形	森	手	城
五															_		_				
Ξ																					
八															_		_				
=							_														
=							_														
_						_															
_						_															
_												_									
_												_									
=						_															
_																					
Ξ						_															
_																					
= +		_		_							_	_	_				=			_	
Ξ				_		_								_							
- - - - - - -		_		=		_					_	_	_	_			=			_	
一九七	=				_	=		_			Ξ					_	_	_			_
- t			_										=	_	-	=					_
四八	=		_		_	=		_			Ξ		=	_	_	Ξ	_	_			=
-																					
= 0			Ξ	_			_		_	_	_		_			_	_		_		
Ξ											_						_				
= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =			Ξ	_			_		_	_	=		_			_	=		_		
四																					
九四	=	_	Ξ	=	_	四	_	_	_	_	五	_	Ξ		_	=	五	_	-	_	_
_			_	_		_	_				_	_	Ξ	Ξ	-	=	-	_			-
一四八	=	-	四	Ξ	_	五	=	_	_	_	六	Ξ	四四	Ξ	Ξ	四四	六	-	-	-	=
																			_		

優等ニシテ同科二年生甲組へ進級スル者十五人ナリ二十九日ニ至ル普通科第二年生乙組四十八人ノ臨時試験ヲ行ヒ技術八日ニ至ル入學試験ヲ行ヒ合格者四十一人入學ヲ許ス 十三日ヨリ二十九月二日ヨリ二十三日ニ至ル第三回生徒ヲ募集シ二十五日ヨリ二十

十一月十一日普通科第二年生乙組ヲ甲組へ丙組ヲ乙組へ編入ストー月十一日普通科第二年生乙組ヲ甲組へ丙組ヲ乙組へ編入ストリ 二十日本校規則第二十二條ニ據リ生徒中學業特ニ優等ノ者四人ヲ選ヒ特待生トナシ本學年中ノ授業科ヲ免除ス四人ヲ選ヒ特待生トナシ本學年中ノ授業科ヲ免除ストー月六日ョリ十三日ニ至ル普通科第二年生甲組二十一人ノ學期試験十月六日ョリ十三日ニ至ル普通科第二年生甲組二十一人ノ學期試験

(庁府県級別族籍一覧表、経費、書籍器械の項省略)

解説

1 規則改正

間、伝統的金工、漆工のみの教育を行うこととした。一、当初開設された四科のうち、図案科を美術工芸科 と 改 め、当分 の改正規則は第一回生にも適用された。改正の要点は次のとおりである。

ことになっていたが、これを改め、さらに特別の課程と称する教職課一、改正前の規則では普通科を卒えれば直ちに図画教員の資格を与える

(一年間)を履修することとした。

る。 修科課程では専門分野の充実を旨として科目編成を行うなど、全般的 点も注目される。 どおりだが、 き替えたことが注目される。 に整備された。 れて三科目の時間の配分を変え、 刻科の場合も同様に摸刻の授業時間数を増している。学年が進むにつ を割き、初学年で臨摸による基礎学習をたっぷり行うこととした。 実技の三本柱である臨摸・写生・新案の三科目中、 技の三本柱であった画格・図案・造型の科目を臨画・写生・造型に置 学科課程は大幅に変更した。まず、普通科についていうと、基礎実 また、各科とも最終学年で卒業制作を行うことが明確に記された 新案は一年繰り上げて普通科二年から課すことにしてい その他、 一般教養科目は普通科課程へ組み込み、 次に専修科では、まず、 新案の時間数を増してゆくのは従来 臨摸に多くの時間 絵画科の場合、 専

う。 の二科目であることが明記された。彫刻図按とは彫刻の下図であるの二科目であることが明記された。彫刻図按造、新画若しくは彫刻図按されていたが、今回、臨画若しくは彫刻摸造、新画若しくは彫刻図按は、前の規則では臨画と図案若しくは彫刻摸造と、不明確な記載がない、入学試験科目のうち、学科試験に地理を加え、実技試験について

六、試業及び證書規程を全般的に整理した。
五、制服、制帽の調製、着用を義務づける条文を設けた。

学科課程

授業要旨も附されていて詳しいので、それと差替えて掲載した。学科課程の条文は『東京美術学校一覧至明治廿四年八月』所載の条文の方が